

## Leading Engineer 認定証管理要綱

制 定 令和2年11月25日局長決  
最近改正 令和7年5月28日研修・厚生担当課長決

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市水道局 Leading Engineer（令和2年3月26日局長決裁。以下、「LE」という。）認定証に関し必要な事項を定めるものとする。

### (LE認定証の交付)

第2条 LE認定証は、LEに認定された職員（以下「LE職員」という。）に交付する。

### (LE認定証の様式)

第3条 LE認定証の様式は、別記様式のとおりとする。

### (LE認定証の取扱い)

第4条 LE職員は、やむを得ない事情がある場合を除き、執務中は常にLE認定証を携帯し、職務の遂行にあたり必要があるときは、これを提示しなければならない。

2 LE職員は、LE認定証を改ざん、または他人に譲渡もしくは貸与してはならない。

### (LE認定証の再交付)

第5条 LE職員は、LE認定証を紛失、またはき損したときは直ちに届け出し、再交付を受けなければならぬ。

### (LE認定証の返納)

第6条 LE職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにLE認定証（第2号に掲げる場合にあってはき損したLE認定証とする。）を返納しなければならない。

- (1) 離職したとき
- (2) LE認定証をき損し、前条の規定によりLE認定証の再交付を受けたとき
- (3) LE認定証を紛失した場合において、前条の規定によりLE認定証の再交付を受けたのち、当該紛失したLE認定証を発見したとき

### (施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、研修・厚生担当課長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

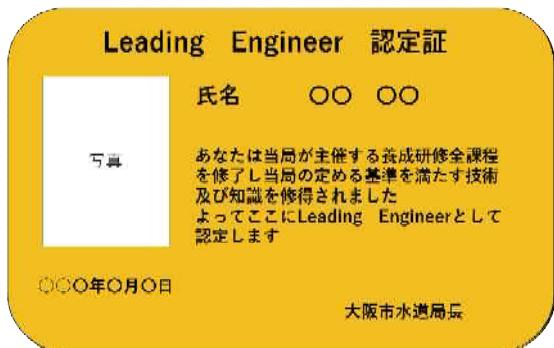
### 附 則

この改正規定は、令和7年5月28日から施行する。

この要綱の施行前に発行された認定証は、なお従前の例による。

別 記 L E 認定証の様式

(表 面)



(裏 面)



寸法 : 85.6 × 54mm 程度